

広東省著作権条例

2023年1月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

広東省第十三期人民代表大会常務委員会

公告

(第119号)

『広東省著作権条例』は、2022年9月29日広東省第十三期人民代表大会常務委員会第四十六回会議にて採択され、本日公布、2023年1月1日から施行される。

広東省人民代表大会常務委員会

2022年9月29日

広東省著作権条例

(2022年9月29日付けの広東省第十三期人民代表大会常務委員会第四十六回会議にて採択された)

第一章 総則

第一条 著作権の創出、運用、保護、管理及びサービスのレベルを上げ、著作権産業の発展を促進し、著作権強省の建設を推進するため、『中華人民共和国著作権法』、『中華人民共和国著作権法实施条例』など法律、行政法規に基づいて、当省の実情を踏まえて、本条例を制定する。

第二条 本条例は当省の行政地域内における著作権の創出、運用、保護、管理、サービスおよび関連業務に適用する。

第三条 県レベル以上の人民政府は著作権業務を国民経済および社会発展関連企画に納入し、著作権業務の経費を当レベルの財政予算に納入しなければならない。

県レベル以上の人民政府は著作権業務の指導と調整の体制を構築し、著作権業務を総括、推進し、重大的な問題を調整のうえ解決する。

第四条 県レベル以上の著作権主管部門は当行政地域の著作権業務を担当する。

ネットワーク配信、報道出版、映画、発展改革、教育、科学技術、工業と情報化、公安、司法行政、財政、人力資源社会保障、住宅城郷建設、商務、文化と観光、市場監督管理、テレビ放送、税関など関連部門は、各自職責範囲以内の著作権関連業務を履行する。

第五条 省人民政府は、著作権業務を政府の業績評価及びビジネス環境の評価体制に納入しなければならない。

県レベル以上の人民政府は、国家および省の関連審査評価の標準体制の要求に基づいて、著作権の審査評価業務を企画、展開しなければならない。

第六条 県レベル以上の人民政府は、常態化の著作権宣伝教育を展開し、著作権報道発表の体制を確立し、社会に関連著作権政策、重大的な事件及び典型的な事例など情報を定期的に発表しなければならない。

マスコミはコラムの設定、著作権保護に関する公共広告の配信など方式を通じて、著作権宣伝教育活動を展開し、社会全体において革新を尊び、著作権を尊重し、保護する良好的な雰囲気を醸成しなければならない。

第七条 県レベル以上の人民政府は、国家および省の規定に基づいて、重大的な著作権成果及び著作権業務の中に顕著な貢献をした団体と個人に奨励を与えなければならない。

第二章 著作権の創作および運用

第八条 省と地方レベル以上の市の著作権主管部門は関連措置を講じて、作品の創作を奨励し、優秀な作品に対する支援計画を実施し、優秀な著作権作品の評価と選択を展開し、科学技術の革新、デジタル経済、文化の継承および発展など分野の作品の創作と転換を重点的に推進しなければならない。

第九条 省と地方レベル以上の市の人民政府は、権利者を主体とし、市場を方向とし、産業、学術、研究、運用を結び付ける著作権の創出体制を確立し、高等教育機関、科学研究機構、社会組織と権利者が連携して著作権産業連携の革新プラットフォームを構築し、著作権の成果の転換と運用を推進し、著作権業務と科学技術、文化、金融など関連産業との深刻融合発展を促進しなければならない。

第十条 省人民政府は、広東-香港-マカオ大湾区の著作権産業の連携を推進し、産業マッチング、投資と融資の合作、展覧展示など活動を展開し、当省と香港特別行政区およびマカオ特別行政区との間に、映画とテレビ、音楽、アニメ、ゲーム、コンテンツデザイン、計算機ソフトウェアなど重点的な業界における著作権合作を強化し、広東-香港-マカオ大湾区の著作権産業の連携発展を促進しなければならない。

第十一条 省人民政府は、著作権産業の国際交流合作を強化し、著作権国際貿易サービスを最適化し、渉外交流合作を強化し、著作権貿易、産業マッチング、学術研究、人材育成、海外権利行使など多方面で交流合作を推進し、著作権産業の国際的な運営能力を向上させなければならない。

企業、高等教育機関、科学研究機構、社会組織などが著作権分野において国際交流合作を展開することを奨励する。

第十二条 省と地方レベル以上の市の著作権主管部門は、国家の関連規定に基づいて、作品の創出と配信、著作権の保護と管理、著作権の素材の集め、著作権産業の発展、著作権貿易のサービス、教育学術と科学研究など分野において模範を構築するよう業務を展開しなければならない。

省の著作権主管部門は当省の行政地域の中の全国著作権模範都市、模範園區（基地）、模範機構、国家

著作権貿易基地および国家著作権革新発展基地などに対する構築業務を指導し、省レベルの著作権振興模範基地の評価を展開しなければならない。

第十三条 省と地方レベル以上の市の人民政府は、企画の指導、政策の支援、市場主体に対する育成など方式を通じて、地域の優秀な著作権資源の集まりを促進し、中国（広東）自由貿易試験区、国家自主的革新模範区など特別機能を担うエリアの政策優勢を発揮し、制度の設定を強化し、著作権産業の集まりの構築と発展のため条件と便利を提供しなければならない。

第十四条 省と地方レベル以上の市の人民政府は、政策の支援、資金の投入、人材の保障、新技術の普及など方式を通じて、革新の要素の集まりを推進し、著作権分野の新業態の発展を促進しなければならない。

市場主体が技術の革新、自主的研究開発、授権の合作、産業のアップグレード、金融投資など方式を通じて、デジタル出版、映画テレビ放送、ソフトウェアと情報サービスなど分野における著作権産業の発展を促進するようサポートし奨励する。

第十五条 省の著作権主管部門は著作権の取引システムを完備し、著作権の権利確認、価値の評価、許諾譲渡および取引サービスなどにおいて市場主体を指導し規範化して、著作権の法規に従う流通を促進しなければならない。

省と地方レベル以上の市の人民政府は、中国輸出入商品交易会（広交会）、中国（深セン）国際文化産業博覧交易会、中国国際映画テレビアニメ著作権保護と貿易博覧会、南国書香祭りなど大型展示会を利用して、著作権の授権の取引を促進しなければならない。

第十六条 省と地方レベル以上の市の人民政府は、無償支援、貸出と利子補給、補助金、保証金の助成金とベンチャーキャピタルなど方式を通じて、著作権の革新成果の転換と産業化運用をサポートし、社会の資本が著作権の革新の成果の転換と産業化に対する投入を強化するよう指導できる。

権利者が著作権の譲渡、利用許諾、抵当、価値評価による出資など方式を通じて著作権の革新の成果の市場価値を実現することを奨励する。

第十七条 県レベル以上の人民政府は、中小零細企業が著作権の創出と運用を行うよう牽引し、中小零細企業の作品登記、革新の模範成果などを政策の支援範囲に入れ、中小零細企業が著作権の革新の投入を強化するよう奨励しなければならない。

地方レベル以上の市の人民政府は、中小零細企業が著作権関連の大型展示会に参加するようサポートしなければならない。

第十八条 省と地方レベル以上の市の著作権主管部門は、当行政地域の現状に合う著作権産業の統計調査制度を完備し、著作権産業の統計調査を調整し実施しなければならない。

高等教育機関、科学研究機構と社会組織が著作権産業の経済貢献率と文化影響力など方面の研究を展開するよう奨励しサポートする。

第三章 著作権保護

第十九条 県レベル以上の著作権主管部門は、公安、税関、市場監督管理、テレビ放送、ネットワーク配信など関連部門との法執行の連携を強化し、法執行の業務連携のメカニズムを完備しなければならない。

県レベル以上の著作権主管部門は、業務の必要に応じて、関連部門と連携して著作権保護特別行動を行うことができる。

第二十条 省の著作権主管部門は、重点的な作品に対する著作権保護の早期警告制度を構築、完備し、監視が必要な主な市場のリストを作成し、電子商取引プラットフォーム、展示会、専門市場、輸出入などの主な分野における監視と管理を強化し、適時に著作権侵害の行為を処理しなければならない。

省の著作権主管部門は、重大的な案件の担当部門と処理期限を公表、監督し、著作権侵害の典型的な案件を公開するなど制度の確立を促進しなければならない。

第二十一条 省の著作権主管部門は、新業態の著作権保護を促進し、著作権ガバナンスの新しい問題の研究と監督を強化し、スポーツイベント、バラエティ番組、オンラインオーディオ・ビジュアル、電子商取引プラットフォームなど分野において新業態の著作権保護制度を完備しなければならない。

省と地方レベル以上の市の著作権主管部門は、ソース追跡、リアルタイム監視、オンライン識別などのデジタル著作権保護技術の研究、開発、および運用を強化し、インターネットにおける権利侵害行為に対する取締りの迅速な対応メカニズムを確立しなければならない。

第二十二条 インターネットサービスプロバイダーは、法律に基づいて著作権保護の主体としての責任を果たし、内部の著作権監督メカニズムを確立し、技術的能力、経営規模、およびサービスの種類に応じた侵害防止措置を講じ、権利侵害の申立メカニズムを完備し、著作権に関する紛争を迅速に対応しなければならない。

第二十三条 企業、高等教育機関、科学研究機関がリスク防止メカニズムの構築を強化し、著作権保護制度を確立、完備し、自己保護能力を向上させ、著作権のソースから保護を強化することを奨励する。

タイムスタンプ、ブロックチェーンなど電子証拠保全技術の活用を通じて著作権保護に関連する証拠を取得し、保全することを奨励する。

第二十四条 県レベル以上の著作権主管部門は、著作権に対する行政法執行能力の構築を強化し、法執行の標準を総括し、法執行プロセスを完備し、業務の研修、設備の配置、新技術の適用を強化し、法執行の専門化、情報化、および規範化のレベルを向上させなければならない。

第二十五条 県レベル以上の著作権主管部門は、関連部門と協力して、著作権侵害に対する申立および報告を処理するメカニズムを確立、完備し、申立および報告を受け入れるルートおよび方法を公表し、申立および報告を適時に処理して、且つ、規定に従い、処理結果を申立人、報告者にフィードバックしな

ればならない。

第四章 著作権管理とサービス

第二十六条 省の著作権主管部門は、ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーンなど新技術を使用して、著作権の監督管理作業プラットフォームを完備し、作品の登録、監視と早期警告、宣伝とトレーニングなど手段を通じて著作権監督管理方法を革新し、著作権に対する管理とサービス力を高めなければならない。

第二十七条 県レベル以上の人民政府は、正規ソフトウェアの使用を指示、指導、調整し、正規ソフトウェアの使用の監督メカニズムを確立、完備し、国家機関、企業、機構組織のソフトウェアの使用状況を監督、検査しなければならない。

ソフトウェアを使用する組織は、正規ソフトウェアの使用に対する主体の責任者を決め、正規ソフトウェアの使用に対する長期的なメカニズムを確立し、業務の責任、日常の管理、ソフトウェアの配置、ソフトウェアの台帳、インストールおよび保守などの体制を完備しなければならない。

第二十八条 著作権の主管部門および関連部門は、国家および省の規定に従って、著作物の輸出入の監督管理を強化し、著作権の管理において各部門の連携対応メカニズムの確立を促進し、国家の著作権の核心利益を保護しなければならない。

第二十九条 省の著作権主管部門は、情報化手段を使用して作品の登録に対するデジタル化のレベルを向上させ、作品登録のファイル管理と情報公開を強化し、企業、機構組織および作品の創作に従事するその他の団体と個人が作品を登録することを指導、奨励しなければならない。

地方レベル以上の市は、補助金・助成金などの方式で作品登録料を減免することができる。

民間の力で関連専門分野に関する作品のデータベースを構築し、作品の証拠の保管、デジタルフォレンジック、著作権侵害に対する監視と識別などサービスを提供することを奨励する。

第三十条 作品の登録は任意申請の原則とする。権利所有者が作品の登録をする場合は、省の著作権主管部門または法律に基づいて該当部門が委託した機構に提出しなければならない。

作品登録の申請には、以下の資料を提出する必要がある。

- (1) 作品登録の申請書
- (2) 作品の原本またはコピー件
- (3) 作品の説明書
- (4) 作品の所有権に関する証明資料
- (5) 公民身分証、法人或はその他の組織の設立証明書

(6) 法律に基づいてその他提出する必要がある資料

作品登録を担当する機関は、すべての申請資料を受け取った日から 15 営業日以内に作品登録の審査を完了し、登録条件を満たす作品に対して作品登録証明書を発行すべき、登録条件を満たされない作品を登録せず、且つ申請者に適時に通知しなければならない。

第三十一条 省の著作権主管部門は、著作権の鑑定機構および著作権の価値評価機構が専門化と標準化の構築を強化するよう支援、指導し、著作権の鑑定技術標準と著作権の価値評価標準の確立を促進しなければならない。

第三十二条 省人民政府は、政策指導の措置を講じて著作権の融資サービスを最適化し、著作権の担保融資、著作権の証券化を促進し、直接的な融資ルートを拡大し、著作権の金融サービス市場を育成しなければならない。

保険機構が法律に基づいて著作権の取引保険、侵害保険など著作権産業の発展ニーズに応える保険商品を開発することを奨励する。

第三十三条 省と地方レベル以上の市の著作権主管部門は、著作権に対する社会的サービスの制度を完備し、基層拠点および著作権センターなど著作権に対する社会的サービス機構の構築を指導、規範化し、政策研究、宣伝とトレーニング、コンサルティングサービス、紛争調停などについて専門分野における優位性を活用しなければならない。

第三十四条 著作権の業界組織は、業界規範を確立し、自主規制管理を強化し、会員の著作権の業務を指導し、著作権に対する政策研究、宣伝とトレーニング、監視と早期警告、紛争調停などサービスを提供し、業界の自主規制を違反する行為に対して業界の懲戒を実施しなければならない。

第三十五条 省の著作権主管部門は、著作権の専門家のデータベースを構築し、専門家データベースの運用と管理および専門家の相談業務を規範化し、専門家が著作権に関する重要な問題を研究し、著作権の管理と著作権産業の発展について専門的コンサルティングサービスなどサポートを提供することを調整しなければならない。

第三十六条 省、地方レベル以上の市の人民政府は、ハイレベルな著作権の専門家の導入と育成を強化し、著作権に関する人材評価、インセンティブ、サービス、保障制度を完備し、著作権の人材育成に有利な良性的な環境を醸成しなければならない。

省、地方レベル以上の市の人民政府は、政府、高等教育機関、科学研究機関、社会組織と企業を結びつけた著作権の人材育成体制を確立し、著作権の管理者と従事者の育成を強化しなければならない。

第五章 法律責任

第三十七条 著作権の主管部門および関連部門並びにその職員が本条例の規定を違反して、著作権業務の中に権力を濫用したり、職務を怠ったり、不正行為をしたりした場合は、直接責任を負う管理者と他の直接責任者を法律に基づいて処罰する。犯罪が構成されている場合は、法律に基づいて刑事責任を追及する。

第三十八条 著作権の侵害行為に対する行政処罰決定および司法判決が発効した後、自然人、法人または非法人組織が同一作品の著作権を再度侵害する場合は、著作権の主管部門はより重罰を与えなければならない。

第三十九条 自然人、法人と非法人組織は次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、3年以内に政府財政性資金プロジェクトの申請及び表彰奨励の参与を行ってはならない。関連状況が国および省の規定に従い公的信用情報プラットフォームに記載される。

- (一) 故意により著作権を侵害し市場公平競争秩序をひどく破壊する場合。
- (二) 履行能力があるのに発効した著作権法律文書の執行を拒否する場合。
- (三) 著作権を侵害しかつ犯罪を構成する場合。
- (四) その他の著作権侵害かつ深刻な信用失墜行為がある場合。

第六章 付則

第四十条 本条例は、2023年1月1日から施行される。

出所:2022年9月30日付け広東省人民代表大会常務委員会ウェブサイトを基に JETRO 広州事務所で日本語仮訳を作成

http://www.rd.gd.cn/zyfb/ggtz/content/post_175499.html